

ひとひと
女と男いきいきプラン山中湖

山中湖村男女共同参画推進条例

山中湖村

条例制定の理由

基本的人権が憲法でうたわれるように、誰もが互いにその人権を尊重しつつ責任を分かち合い、性別にかかわらずその個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現が、少子高齢化、情報化、国際化の進展など、急速な社会経済の変化に対応していく上で、強く求められています。

山中湖村では、従来の良き伝統文化や慣習などを軽視せず、国際リゾート地として更なる発展と活力の創出のために、男女が対等な立場で、それぞれの個性と能力を十分に発揮でき、共に責任を果たしていくことが重要と考えられます。

こうしたことから、男女共同参画社会の実現をめざし、村民の皆さんが一体となって取り組むことが大切であり、男女共同参画に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な事項として「山中湖村男女共同参画推進条例」を制定します。

4つの基本理念

1. 男女の人権の尊重

男女共同参画社会の最も基本的な理念といえるものです。男女個人としての尊重を重んじ、個人としての能力を発揮する機会を確保していきましょう。

2. 家庭生活における活動と他の活動の両立

家庭生活での活動において、男女が互いに協力し、社会の支援を受けながら「働くこと」「学校に通うこと」「地域活動を行うこと」などを両立できるようにしましょう。

3. 政策等立案及び決定への共同参画

政策等の決定段階に参加するだけでなく、主体的に立案の段階から関わっていく「参画」となることを男女が共に目指しましょう。

4. 国際的協調

男女共同参画の推進は国際社会における取組とともに歩むことが必要です。異文化協力と国際協力を推進していきましょう。

山中湖村男女共同参画推進条例

平成 16 年 10 月 1 日 公布・施行
平成 16 年 山中湖村 第 15 号

目次

前文

第 1 章 総則（第 1 条 - 第 11 条）

第 2 章 基本的施策等（第 12 条 - 第 17 条）

第 3 章 男女共同参画審議会（第 18 条 - 第 20 条）

第 4 章 雑則（第 21 条）

附則

すべての人は、性別にかかわらず平等であり、一人ひとりが大切な存在であり、個人として互いにその人格を尊重し、自分らしく生きることを認め合わなければならない。

我が山中湖村は、美しい山々や湖が四季折々にみせる一大自然美とさわやかな高原の気候を生かし、国内外から多くの観光客を受け入れ、観光を基幹産業として発展してきた。今後、少子高齢化、経済活動の国際化、情報通信高度化などが急激に進む中で、我が村が、国際観光リゾート地として更なる発展と活力を生み出していくためには、男女がそれぞれの特性を生かし、従来の良き伝統文化や慣習などを軽視することなく、お互いの人権を尊重しつつ責任を分かち合い、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会を築いていくことが求められている。

山中湖村では、これまでも男女共同参画を進めるためにいろいろな取組を行ってきましたが、現実には依然として、性別によって役割を固定的にとらえる意識や社会慣行等が根強く残っており、対等なパートナーとして男女がともに意思決定の場へ参画している機会はまだ少ない。

このことは男女の多様な生き方の選択を妨げることになっている。

男女共同参画社会の実現に向けた取組は、人と人の絆を大切にし家庭や学校、保育所、職場、地域等あらゆる場において、男女が心と心で結び合いながら、また、男女の違いを認め合いながら、お互いの存在を高め合い、心豊かな関係を築いていく上で重要である。

このような認識の下に、私たちは男女共同参画社会の実現を強く念願し、男女共同参画基本法の趣旨を踏まえ、男女共同参画の推進に関し基本理念等を定め、その取組を村、村民、事業者が一体となって総合的かつ計画的に推進するため、この条例を制定する。

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この条例は、男女共同参画の推進に係る基本理念、実現すべき姿並びに村、村民及び事業者の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進し、村民一人ひとりの個性が光り輝き、男女がのびのびとまちづくりに参画し、ともに生き生きと暮らすことができる地域社会を実現することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）男女共同参画 男女が一人ひとりの人間として尊重され、性別によって差別されることなく、その個性と能力を発揮する機会が確保されることにより、対等な立場であらゆる分野における活動に参画し、もって等しく政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受するとともに責任を担うべきことをいう。
- （2）村民 村内に居住し、通勤し、又は村内で活動する者をいう。
- （3）事業者 村内において事業を行い、又は活動する全ての法人若しくは個人、団体その他の組織をいう。
- （4）セクシュアル・ハラスメント あらゆる場において、性的な言動により他の者を不愉快にさせ、又は相手方の就業その他の生活環境を害する言動をいう。
- （5）ドメスティック・バイオレンス 配偶者、恋人その他親密な関係のある男女間における身体的または精神的な苦痛を与える暴力、その他心身に有害な影響を及ぼす言動をいう。
- （6）積極的改善措置 社会のあらゆる活動分野において、男女間における参画機会の格差を改善するため、その機会を積極的に提供することをいう。

（基本理念）

第 3 条 男女共同参画は、次に掲げる事項を基本理念として推進されなければならない。

- （1）男女が性の違いによる差別を受けず、個人として能力を発揮する機会が得られ、男女の人権が等しく尊重されること。
- （2）男女が相互の協力及び社会の支援を受けながら、子育て、介護その他の家庭生活における活動と家庭生活以外の学校、保育所、職場、地域等における活動とが両立して行えるようにすること。
- （3）村や事業者における政策又は方針・計画の立案及び決定に男女の個人としての能力が尊重され、対等な立場で共同して参画する機会が確保されること。
- （4）村に多種多様な文化をもつ外国人が居住、来訪することに鑑み、その文化について理解し、人権を尊重するとともに、国際社会における男女平等推進の取組と連携することを旨とした異文化協力と国際協力が推進されること。

（実現すべき姿）

第 4 条 村、村民及び事業者は、次の各号に掲げる事項を男女共同参画によるまちづくりにあたっての実現すべき姿とし、この達成に努めるものとする。

- （1）家庭において実現すべき姿
 - ア 男女の特性を生かしつつ、性別にかかわらず、それぞれの個性を重視し、「その人らしさ」を大切にす家庭になること。
 - イ 家族それぞれが多様な生き方を選択でき、その能力、適性をみんなが認め合い、明るく豊かで充実した家庭になること。
 - ウ 「男は仕事」・「女は家庭」の意識を超えて、家事、子育て、介護などの家庭のいとなみに家族全員が関わり、苦楽を共に分かち合い、家族のつながりが深まること。
- （2）地域において実現すべき姿
 - ア 男女が連帯して地域の諸活動に参画し、企画や実践に関わることによって満足感と達成感が得られ、生きがいと活力のある地域づくりが進められること。
 - イ 性別による固定的な役割分担意識に基づく古い慣習、しきたりなどの制約を克服し、男女の相互理解によってそれぞれの行動や考え方が尊重され、意思が決定されること。
 - ウ 男女がともに積極的な社会参画により、多様なリーダーシップが発揮されること。
 - エ すべての人の人権が尊重され、男女がともに家庭生活における活動と職場、地域等における活動とを両立して行える心豊かな地域社会がつけられること。
- （3）職場において実現すべき姿
 - ア 個人の意欲、能力、個性などが合理的かつ適切に評価され、募集、採用、配置、賃金、昇進などについて性別を理由とする差別がない、生き生きとした職場になること。
 - イ 効率的かつ効果的な労働によって、長時間労働やストレスがたまる職場環境の改善が図られ、家庭生活や地域活動が活力とゆとりのある充実したものとなること。
 - ウ 育児休業や介護休業を男女ひとしく積極的に取得することができ、仕事と家庭が両立するようになること。
 - エ 妊娠・出産期、更年期など女性の生涯の各段階に応じた適切な健康管理が行われること。
 - オ セクシュアル・ハラスメントのない、快適で安心して仕事ができる職場環境がつけられること。
- （4）学習・啓発・意識改革により実現すべき姿
 - ア 男女の特性を生かしつつ、性別にかかわらず、それぞれの個性や人権を大切にす子どもが育つこと。
 - イ 男女の別なく、子育て支援、介護、ボランティアなどの体験を重視した学習が進むこと。
 - ウ 進学や就職などにおいて、性別にとらわれない、個人の能力や適性を考慮した選択が尊重されること。
 - エ 家庭、地域、職場、学校、保育所などにおいて、性別にとらわれない係や当番などの役割分担が行われること。
 - オ 老若男女を問わず、村民ひとしく男女共同参画について学習する機会が増進されること。

（村の責務）

第 5 条 村は、基本理念に基づき男女共同参画の実現に向けた施策を総合的に策定し、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

- 2 村は、男女共同参画の推進に関する施策を実施するため、財政上の措置その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- 3 村は、総合的な男女共同参画施策を促進するに当たり、村民、事業者、国、県及び他市町村と相互に連携と協力を図るように努めなければならない。

(村民の責務)

第6条 村民は、家庭、職場、学校、保育所、地域その他の社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会について理解を深め、その推進に努めなければならない。

(事業者の責務)

第7条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、男女が共同して参画する機会の確保及び仕事と家庭生活における活動その他の活動が両立できるような就業環境の整備に努めるとともに、村が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(教育における責務)

第8条 あらゆる教育に携わる者は、男女共同参画の推進に果たす教育の重要性に鑑み、個々の教育の目的を実現する過程において、男女共同参画の基本理念に配慮しなければならない。

2 次代を担う子どもたちの教育に関し、家庭及び地域においても男女がともに積極的に参画できるよう努めなければならない。

(性別による権利侵害の禁止)

第9条 何人も、家庭、職場、学校、保育所、地域その他の社会のあらゆる場において、性別を理由とする権利侵害や差別的扱い及びセクシュアル・ハラスメントを行ってはならない。

2 何人も、全ての男女間において、ドメスティック・バイオレンス等の個人の尊重を踏みにじる身体もしくは精神的に苦痛を与える暴力や虐待を行ってはならない。

(積極的改善の措置)

第10条 村は、男女共同参画のまちづくりのため、政策決定の機会その他において積極的改善措置を講ずるよう努めなければならない。

2 事業者は、男女共同参画のまちづくりのため、その事業活動に関し、積極的改善措置を講ずるよう努めなければならない。

(情報に関する留意)

第11条 何人も、公衆に表示する情報において、性別による固定的な役割分担及び性的な暴力を助長し、性的感情を著しく刺激する表現を行わないように努めなければならない。

第2章 基本的施策

(基本計画)

第12条 村は、男女共同参画の推進を図るため、基本的な計画(以下「基本計画」という。)を策定し、総合的かつ計画的にこれを推進しなければならない。

(年次報告)

第13条 村長は、男女共同参画の施策の実施状況を明らかにする年次報告書を作成し、これを村民及び事業者に公表するものとする。

(相談及び苦情の申出への対応)

第14条 村は、性別による差別的取り扱いその他の男女共同参画の推進を阻害する要因による人権の侵害に関し、村民及び事業者から相談の申出があった場合には、他の関係機関等と連携をとり、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 村は、村が実施する男女共同参画推進に関する施策又は男女共同参画推進に影響を及ぼすと認められる施策に関し、村民及び事業者から苦情の申し出を受けた場合には、適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

(村民及び事業者の自主的な活動への支援)

第15条 村は、村民及び事業者が男女共同参画の推進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(自営業者における就業環境整備の促進)

第16条 村は、家族が従事している個人事業において、その家族が経営及びこれに関連する活動に共同して参画する機会が確保されるように、必要な支援を行うよう努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第17条 村は、男女共同参画の推進に関する国際的な相互連携協調を円滑に図るための必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第3章 山中湖村男女共同参画審議会

(設置)

第18条 男女共同参画社会の形成を図るため、山中湖村男女共同参画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(任務)

第19条 審議会は、この条例に定める事項のほか、男女共同参画の推進に関する基本的かつ重要な事項について審査する。

(組織)

第20条 審議会は、委員12人以内をもって組織する。ただし、男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の10分の4未満であってはならない。

2 委員は、次に掲げる者のうちから村長が委嘱する。

(1) 村民

(2) 各種団体の関係者

(3) その他村長が必要と認める者

3 委員の任期は、2年とし、再任されることができる。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第4章 雑則

(委任)

第21条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、村長が別に定める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

山中湖村男女共同参画審議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、山中湖村男女共同参画推進条例(平成16年山中湖村条例第15号)第18条の規定に基づき、山中湖村男女共同参画審議会(以下「審議会」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(会長及び副会長)

第2条 審議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故がある時は、その職務を代理する。

(会議)

第3条 審議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 審議会は、審議のため必要があると認められるときは、関係者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第4条 審議会の庶務は、この審議会の所掌事務を主管する課において行う。

(その他)

第5条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附則

(施行期日)

この規則は、公布の日から施行する。

実現すべき姿

家庭において 実現すべき姿

- ・その人らしさを大切にする家庭
- ・適正をお互いに認め合い、明るく豊かで充実した家庭
- ・家庭の営みを家族全員で関わり、つながりの深い家庭

地域において 実現すべき姿

- ・満足感と達成感のある活力あふれる地域
- ・それぞれの行動や考えが尊重される地域
- ・男女が対等にリーダーシップを発揮できる地域
- ・家庭生活と職場、地域等における活動を両立できる心豊かな地域

職場において 実現すべき姿

- ・性差がなく、個人の意欲、能力、個性などが適切に評価される職場
- ・労働時間や環境が効率的かつ効果的に改善された職場
- ・育児休業や介護休業を男女が等しく取得できる職場
- ・女性の生涯の各段階に応じた健康管理が適切に行われる職場
- ・セクシャル・ハラスメントのない快適な職場

学習・啓発・意識改革 により実現すべき姿

- ・個性や人権を大切にする子どもの成長
- ・子育て支援、介護、ボランティアなどの体験を重視した学習
- ・個人の能力や適正を考慮した選択が出来る将来
- ・性別に捉われない役割分担
- ・老若男女問わず、男女共同参画を学習できる機会

それぞれの役割

村

村民・事業者・国・県・他市町村と連携を図りながら策定、推進に努めます。

村民

あらゆる分野で男女共同参画についての理解を深めて、施策の推進への協力を努めましょう。

事業者

仕事と家庭生活が両立できる環境整備に努めると共に、施策の推進に協力しましょう。

基本的施策

- ◆ 基本的計画の策定
- ◆ 年次報告書の作成
- ◆ 相談及び苦情の申し出への対応
- ◆ 村民及び事業者の自主的な活動への支援
- ◆ 自営業者における就業環境整備の促進
- ◆ 国際的協力のための措置
- ◆ 男女共同参画審議会の設置

男女の人権を侵害するような行為を禁止します！

(条例抜粋 第9条 第11条)

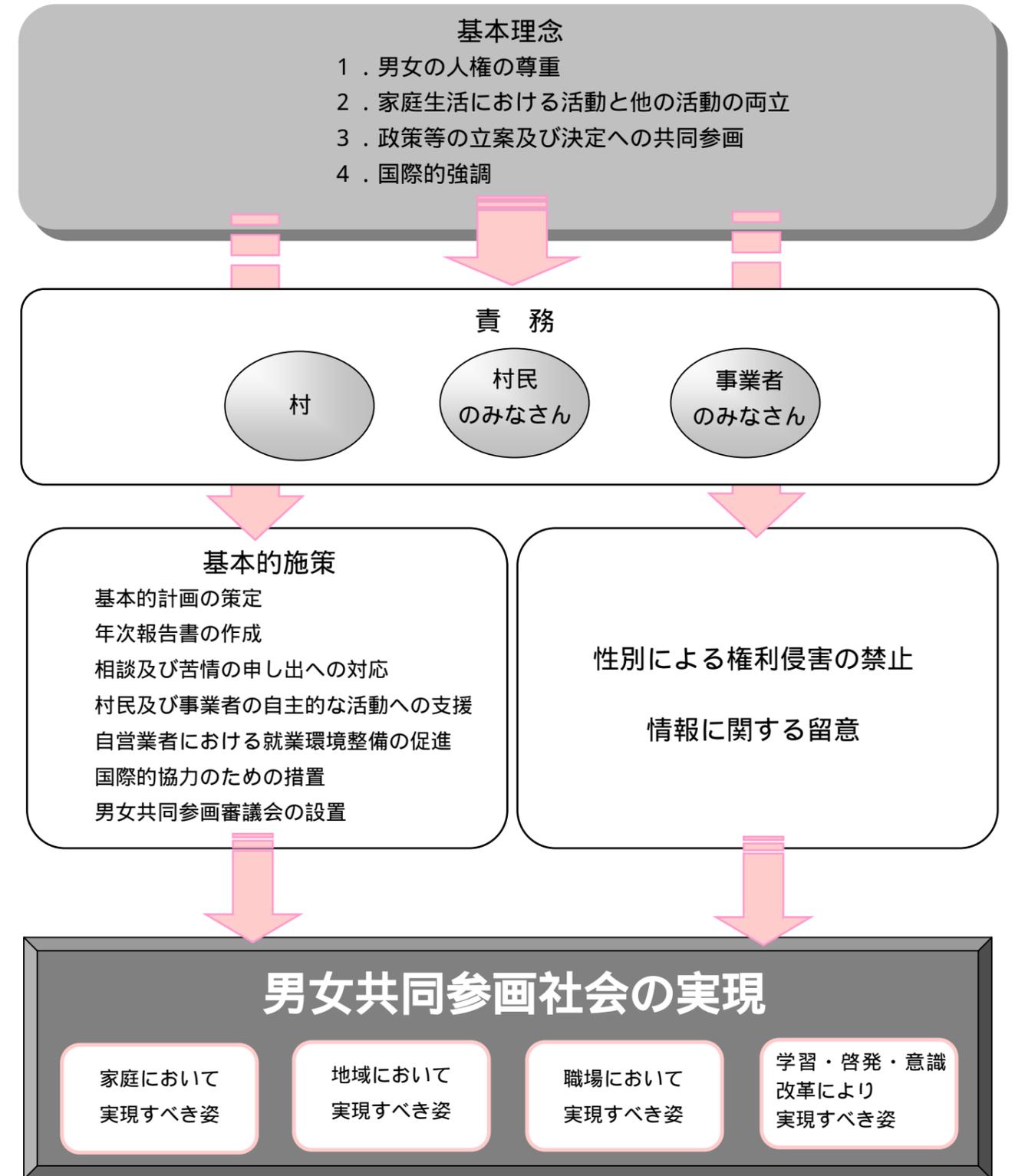
性別による権利侵害の禁止

- ・性別を理由とする権利侵害や差別的扱い及びセクシュアル・ハラスメントを行ってはならない。
- ・個人の尊重を踏みにじる身体もしくは精神的に苦痛を与える暴力や虐待を行ってはならない。

情報に関する留意

- ・性別による固定的な役割分担及び性的な暴力を助長し、性的感情を著しく刺激する表現を行わないように努めなければならない。

山中湖村男女共同参画推進条例の仕組み



山中湖村 総務課 女性行政担当

〒401-0595 山梨県南都留郡山中湖村山中 237-1

TEL : 0555-62-1111 FAX : 0555-62-3088 E-mail : soumu@vill-yamanakako.com